

作業環境管理に

ご存知ですか？



ホルムアルデヒドが追加されました！！

厚生労働省が行った「平成18年度化学物質による労働者の健康障害防止に関わるリスク評価検討会」において、ホルムアルデヒドが従来の第三類物質から第二類物質へと変更されました。これに伴い、今後は特定化学物質障害予防規則(特化則)に基づきホルムアルデヒドを製造・使用している作業場での作業環境測定が義務付けられます。

・ホルムアルデヒドについて

用途は？

合成樹脂原料、界面活性剤、
農薬、塗料、接着剤、
メッキ剤、消毒剤、防腐剤、
燻蒸剤、脱臭剤、
その他有機合成原料 など

毒性ってあるの？

- 1.発ガン性
- 2.感作性(アレルギー)
→化学物質過敏症の原因
- 3.その他(皮膚硬化、目・粘膜の刺激、肝臓・腎臓障害等)

・Q&A

Q 測定対象となる場所は？

A ホルムアルデヒド、またはこれを1%(重量)を超えて含有する物を製造もしくは取り扱う作業場

Q いつからやらなければいけないの？

A 平成20年3月1日より施行(平成21年2月28日までは猶予期間となります)

Q 測定の頻度、管理濃度および記録の保存期間は？

A それぞれ6ヶ月以内に1回、0.1ppm、30年となります。

Q どうやって分析するの？

A 高速液体クロマトグラフ法またはこれと同等以上の性能を有する方法(検知管法も可)

現在の作業場を、従業員の方々がより快適に安心して安全に働ける作業場として管理する上でも、猶予期間前に一度作業環境測定を行ってみませんか？すでに当社では、作業環境測定におけるホルムアルデヒドの測定実績があります。

詳しくは当社、環境分析部 佐藤(亮)(フリーダイヤル 0120-01-2590 内線 382)までお気軽にお問い合わせ下さい。

